

報 告 書

令和7年8月6日

久留米市いじめ等防止対策委員会

(目次)

第1 はじめに.....	1
1 本事案の発生.....	1
2 調査の開始.....	1
3 本事案の特徴.....	1
4 調査の目的.....	2
5 本報告書の項目.....	2
第2 本委員会の調査活動の経過・概要.....	3
1 会議、調査等の開催日.....	3
2 調査の進め方と方法.....	3
(1) 当該校の児童に対するアンケート調査.....	3
(2) 当該校の教職員からの聴き取り.....	4
(3) 部員児童からの聴き取り.....	4
(4) 校外クラブチーム保護者からの聴き取り.....	4
(5) 当該保護者からの聴き取り.....	5
(6) 当該児童からの聴き取り.....	5
(7) 市教育委員会の職員からの聴き取り.....	5
(8) 本事案に関する学校の対応等に関する資料.....	6
第3 本事案の事実経過.....	6
1 当該児童が校外クラブチームに入部した後、退部に至るまでの経緯.....	6
2 本事案について当該保護者から当該校が受けた相談や要望の内容、及び、それ に対して当該校が行った対応等.....	7
3 本事案について市教育委員会の関与と対応.....	12
第4 当該児童が苦痛を感じたと主張している部員児童の言動など.....	16
1 当該保護者ないし当該児童が「いじめ」と主張している事実について.....	16
(1) 令和5年5月頃に校外クラブチームのAから「そんなフライも捕れないな ら試合に出るな」と言われたこと.....	16
ア 事実認定.....	16
イ 認定の理由.....	16
(2) 令和5年7月のセレクト給食の集約を同年5月にした際に、当該児童が選	

んだゼリーについてGから、「そんなものを選ぶのは女みたい」と言われたこと	17
ア 事実認定	17
イ 認定の理由	17
(3) Bが当該児童の自転車を「ださい」と言ったこと	18
ア 事実認定	18
イ 認定の理由	18
(4) 令和5年9月25日の運動会の練習中にAから「きもい」「きしょい」と言	
われたこと	19
ア 事実認定	19
イ 認定の理由	19
(5) EとFが歩きながら当該児童の名前を口にしていたのが聞こえたときに、	
Eと目が合って「見んな」と言われたこと	19
ア 事実認定	19
イ 認定の理由	19
(6) まとめ	20
2 当該事実の「いじめ」の該当性	20
3 いじめと不登校との関係	20
第5 不登校の原因について	21
1 検討事項	21
2 当該児童に精神的な苦痛を与えたと考えられるその他の事実等	21
(1) 校外クラブチームの部内の雰囲気について	21
ア 校外クラブチームの指導者について	21
イ 練習及び試合中における部員児童同士の関係	21
ウ 練習及び試合中以外での部員児童間の関係性	23
エ 当該児童の受け止め	23
(2) 令和5年9月18日の校外クラブチーム内での話し合いの場での出来事	
ア 当該保護者が話し合いの場を求めた目的	24
イ 当該児童が話し合いの場に行くことになった経緯	25

ウ 当該児童も参加する中でのやり取り	26
3 第5－2項で述べた事情が当該児童にどのような心理的影響を与えたか...	26
(1) 当該児童の様子の変化	26
(2) 校外クラブチームの雰囲気等による心理的影響の推測	28
(3) 令和5年9月18日の出来事が当該児童に与えた影響	29
① 意に反して、自分が嫌だったことを明らかにする場に連れてこられたこと によって新たな精神的苦痛が生じた	29
② 自分が信じられていないと感じたことによって新たな精神的苦痛が生じた	29
③ 真摯な謝罪と受け止められなかったことによって新たな精神的苦痛が生じた	30
(4) 結論	30
第6 本事案に対する当該校、及び市教育委員会の対応の課題等	30
1 本事案当時における当該校の通常のいじめ防止対策の体制	30
(1) いじめ防止対策に係る校内組織「〇〇〇〇〇〇」の構成	30
(2) 各種アンケート	30
(3) 部会での情報共有	31
2 本事案における当該校の対応	31
3 本事案における市教育委員会の対応	32
(1) 主訴の整理の不十分さ	33
(2) 当該校への助言等の連携の不足	33
(3) いじめ重大事態についての理解の不足	34
(4) まとめ	34
第7 「重大事態」の再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組について本 委員会提言	35
1 当該校の組織的対応の改善	35
2 市教育委員会と学校との連携体制の改善	37
(1) 連携体制の改善	37
(2) 専門職の活用	37
① 学校における活用	37

② 市教育委員会における活用.....	38
3 早期発見と初期対応段階.....	39
(1) 広く子どもの相談に対応できる組織の活用（設置）	39
(2) 校外クラブの指導者・保護者への相談窓口、研修機会の提供.....	40
第8 おわりに.....	41

第1 はじめに

1 本事案の発生

令和5年度、久留米市立〇〇小学校（以下「当該校」という。）4年〇組に在籍していた〇〇〇〇さん（当時10歳。以下「当該児童」という。）が、2学期に入って9月下旬以降、欠席が増え令和5年11月22日時点で30日に達し文部科学省に定義する「不登校」に該当する事態（以下「本事案」という。）が発生した。

他方、同年11月15日頃、当該児童の保護者（以下「当該保護者」という。なお、当該保護者のうち父母のいずれかを特定して示すときは「当該父」「当該母」という。）から当該児童を当該校から他校に転校させる旨の話を聞いていた。

その後、令和6年1月11日、当該校に福岡県〇〇〇〇立〇〇小学校より転入通知が届いた。

2 調査の開始

当該保護者から、当該児童の「不登校」の原因は当該校の他の児童からのいじめであると主張して久留米市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）へ本事案をいじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第28条第1項に規定する重大事態と認定するよう申立てがあり、同申立を受けて、市教育委員会は、令和5年12月12日、本事案を推進法第28条第1項に基づく重大事態として調査を開始した。

久留米市いじめ等防止対策委員会（以下「本委員会」という。）は、市教育委員会の附属機関として令和5年7月に設置された委員会であるが、上記認定を受けて、令和6年1月25日、久留米市役所内で第1回委員会が開催され、重大事態について調査審議することになった。本委員会は、弁護士2名、大学教授1名、精神保健福祉士1名、臨床心理士1名からなる調査委員5名で構成されている。

3 本事案の特徴

本事案は、当該校とは独立した少年スポーツクラブチーム（以下「校外クラブチーム」という。）に所属し、または、所属していた当該児童以外の部員児童（以下「部員児童」という。）やその保護者（以下「校外クラブチーム保護者」という。）の、主として校外クラブチームの活動内における言動により、当該児

童が精神的苦痛を受けたと訴えている点に特徴がある。他方、当該児童及び部員児童はいずれも当該校に在学する児童であり、当該校内における言動によっても精神的苦痛を受けたと訴えている。

このため、以下では、いじめの事実の認定、それと不登校との関連性を検討する一方、校外クラブチームの雰囲気やチーム内での出来事、それと不登校との関連性についても言及するとともに、こうしたチーム内の出来事に対する当該校の関与の在り方という点を意識しながら検討することとする。

4 調査の目的

本委員会の調査目的は、まず以下の(1)から(6)の事項を明らかにすることである。

- (1) 当該児童に対して、部員児童から、校外クラブチームの活動及び当該校内において、当該児童及び当該保護者が「いじめ」と主張する言動があったか。
- (2) (1)で認定された事実が、推進法第2条における「いじめ」に該当するか。
- (3) 「いじめ」に該当するとして、当該「いじめの事実」が当該児童にどのような心理的影響を与えたのか、とりわけ、当該児童の「不登校」との関連性の有無
- (4) 本事案の特徴である校外クラブチーム内での活動や出来事と当該児童の「不登校」の関連性の有無
- (5) 当該児童が校外クラブチームを辞めた後、当該校及び市教育委員会が本事案について当該保護者から相談や要望を受けた内容、及び、それに対して当該校や市教育委員会が行った対応
- (6) 本事案当時の当該校のいじめ防止対策体制

次に、以上(1)から(6)の点を踏まえて、当該校及び市教育委員会が行った本事案に対する対応に問題や課題があるとしたら、どのような対応を取るべきだったのかを検証し、「重大事態」の再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組についての提言を行う。

5 本報告書の項目

本報告書は、第2で調査活動の経過・方法などをまとめる。

第3で、前提事実として、当該児童が校外クラブチームに入部してから退部するまでの経緯、その後の当該校への登校状況、転校に至る事実経過、当該校

及び市教育委員会が本事案について当該保護者から受けた相談や要望の内容、それに対して当該校及び市教育委員会が行った対応等を時系列に添って記載する（上記（5））。

第4で、当該児童に対して、当該児童及び当該保護者が主張する部員児童の言動があったか否かを証拠に基づいて明らかにするとともに、認定された言動が「いじめ」に該当するか否かの判断を示したうえ（上記（1）及び（2））、認定された「いじめ」と不登校の関連性について考察する（上記（3））。

第5で、前述したような本事案の特徴を踏まえ、校外クラブチームの部内の雰囲気や人間関係、退部前に校外クラブチームに所属する部員児童とその保護者が一堂に会した場における校外クラブチーム保護者や部員児童の言動に言及し、それと、不登校との関連性についても考察する（上記（4））。

第6で、本事案に対する当該校、及び市教育委員会の対応を確認するとともに（上記（6））、第3で明らかにした本事案に対する当該校及び市教育委員会の対応について、本委員会の判断を示す。

第7で、重大事態の再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組について本委員会の提言を述べるという構成を取る。

第2 本委員会の調査活動の経過・概要

1 会議、調査等の開催日

別表記載のとおり

2 調査の進め方と方法

本委員会は、調査にあたって以下の活動を行った。

(1) 当該校の児童に対するアンケート調査

アンケート調査は、本事案当時、当該校の4年に在籍していた児童全員（〇〇名（当該児童は転校のため除く。））を対象にした。当該校の各教室において、実施日に出席していた4年生児童全員に、一斉にアンケート調査を実施した（回答人数〇〇名）。

アンケート項目は、本委員会で必要な項目を協議し、かつ、質問や回答方法も児童の目線に立って回答し易いよう工夫して行った。

アンケートの実施にあたっては、回答に当該校の教職員の影響が及ばない

ようにするため、本委員会の委員（以下、単に「委員」という。）が中心となり、児童には回答内容は当該校の教職員は一切見ないことを説明して行った。

以下、当該校の児童に対するアンケート調査を取り上げる場合は、「本アンケート」と表記する。

(2) 当該校の教職員からの聴き取り

当該校の教職員について、本事案当時、当該校に勤務していた全教職員の中から当該児童、及び加害言動を行ったと指摘されている部員児童と関わりがあった教職員、管理職など全8名を選んで委員による聴き取り調査を実施した。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、委員が複数人で当たるとともに、聴取前に被聴取者に許可を得て録音を行った。また、質問やどう答えたかを口外しないように依頼した。

以下、教職員からの聴き取りを取り上げる場合は、「教職員ヒアリング」と表記する。

(3) 部員児童からの聴き取り

部員児童については、本事案当時、在部していた部員児童〇〇名全員（当該児童の退部後に辞めた部員児童も含む。）から委員による聴き取り調査を実施した。聴き取りに際しては、部員保護者の立会い無しで行った。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、委員が複数人で当たるとともに、聴取前に被聴取者、及び保護者に許可を得て録音を行った。また、質問やどう答えたかを口外しないように依頼した。

なお、子どもの心理に配慮して必ず精神保健福祉士又は臨床心理士の委員が聴き取りに加わるようにした。

以下、部員児童からの聴き取りを取り上げる場合は、「部員児童ヒアリング」と表記する。

(4) 校外クラブチーム保護者からの聴き取り

校外クラブチーム保護者については、前記部員児童〇〇名全員の保護者（当該児童と同時期に辞めた部員の保護者を含む）から委員による聴き取り調査を実施した。保護者は原則として父母双方同席のうえ聴き取りを行った。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、委員が

複数人で当たるとともに、聴取前に被聴取者に許可を得て録音を行った。また、質問やどう答えたかを口外しないように依頼した。

以下、校外クラブチーム保護者からの聴き取りを取り上げる場合は、「校外クラブチーム保護者ヒアリング」と表記する。

(5) 当該保護者からの聴き取り

当該保護者については、第2回委員会において、父母双方同席のうえ（なお、当該母は所用のため途中退席）、聴き取りを行った。また、令和6年8月25日の中間報告の際、補充の聴き取りを行った。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、委員全員で当たるとともに、聴取前に被聴取者に許可を得て録音を行った。

以下、当該保護者からの聴き取りを取り上げる場合は、「当該保護者ヒアリング」と表記する。

(6) 当該児童からの聴き取り

当該児童については、聴取場所及び聴取者について当該保護者の意見を聞いた上で、令和6年6月8日、及び同月22日、当該児童の心理面の負担に配慮して当該保護者の立会いの上で聴き取りを行うとともに、精神保健福祉士又は臨床心理士の委員が聴き取りに加わるようにした。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、当該保護者から希望があった委員が複数人で当たるとともに、当該児童、及び当該保護者に許可を得て録音を行った。

以下、当該児童からの聴き取りを取り上げる場合は、「当該児童ヒアリング」と表記する。

(7) 市教育委員会の職員からの聴き取り

当該保護者は、当該校の対応について、市教育委員会に電話あるいは訪問で相談を行った。その際に対応した市教育委員会の職員に対して、聴き取りを行った。

聴き取りの実施にあたっては、聴き取りの正確性を担保するため、委員が複数人で当たるとともに、聴取前に被聴取者に許可を得て録音を行った。また、質問やどう答えたかを口外しないように依頼した。

以下、市教育委員会の職員からの聴き取りを取り上げる場合は、「教育委員

会ヒアリング」と表記する。

(8) 本事案に関する学校の対応等に関する資料

当該児童の診断書、当該校における当該児童の出席状況、当該児童が作成した生活アンケート、当該校で開催されていた〇〇〇〇〇〇の議事録、本事案当時の教職員等が作成した業務日誌等、当該校の生徒指導・教育相談体制の運用等に関する資料などの提供を当該校に依頼し収集した。

第3 本事案の事実経過

1 当該児童が校外クラブチームに入部した後、退部に至るまでの経緯

(1) 当該児童は、令和5年5月、校外クラブチームに入部した。

当該保護者の訴えによると、練習試合中、部員児童A（以下「A」という。）から当該児童に対し、「そんなフライも捕れないなら試合に出るな。」などの言動があり、かつ、指導を行っていた校外クラブチーム保護者（以下「保護者①」という。）もそのことを注意しないという状況があり、同年7月頃には、当該児童が当該保護者に対し、「練習に行きたくない」と言い出したことから、当該保護者はある校外クラブチーム保護者（以下「保護者②」という。）に相談し、当該児童は同年7月下旬から校外クラブチームを休部することとした。

その後、同年8月18日、当該父は、保護者②に退部の申し出をしたが、慰留されたことから、当該児童は退部せず、休部を続けた。

(2) 当該児童は、令和5年9月から校外クラブチームの練習に復帰した。しかし、当該父は、校外クラブチーム内での荒い言動や当該児童に対する一部の部員児童の言動に対する保護者①等の指導がなされていないと感じ、同年9月12日にも保護者②に退部の意向を伝えたが、ここでも引き留められた。同年9月16日に保護者②に相談した際には、保護者②から「当該児童に対するいじめはないと思う。」との発言があった。

当該父は、当該児童に向けられた言動の有無や、その原因が当該児童にあるのであれば、それを知りたいという思いから、保護者②に、校外クラブチーム保護者に集まって貰い、直接確認したいと申し入れた。保護者②は、「角が立つのでやめた方が良い。」と述べたが、当該父の要望に応じて、同年9月18日の試合終了後に校外クラブチーム保護者に残ってもらって話し合いを

することとした。

- (3) 令和5年9月18日の試合終了後、保護者②の声掛けで校外クラブチーム保護者がグラウンドに集まったが、そこには試合を終えたばかりの部員児童も残っていた。その状況で話し合いが始まったが、そこには当該児童はいなかったことから、他の校外クラブチーム保護者から当該児童を呼んでもらわないと公平ではないとの声があがり、当該父は当該母に連絡して、当該児童をグラウンドに連れてくるよう伝えた。

その後、当該母が車を運転して当該児童と共にグラウンド近くに着いたが、当該児童は皆が集まっている話し合いの場に行くのを拒み、車から出ようとしなかった。しかし、当該保護者は、その場にいた一部の校外クラブチーム保護者から、当該児童を連れてくるように強く求められたことから、当該母は、泣いて嫌がる当該児童をその場に連れてきた。

- (4) 当該児童も加わった中で、当該児童に向けられた言動があったか無かったかについて確認がなされたが、他の部員児童の誰からも声が上がらなかった状況を見て、保護者①は、当該児童が嘘を言っているかもしれないという趣旨の発言をした。

一方、当該児童は、「自転車のことを誰から馬鹿にされたのか。」との質問に対して、部員児童B（以下「B」という。）と答えた。Bは、そのように名指しされて最初は驚いた様子であったが、他の部員児童から促されて、自転車を馬鹿にしたことに対して当該児童に謝罪した。結局、この場では、上記自転車の件以外、当該児童に向けられた具体的な言動は明らかにならなかった。

校外クラブチーム保護者の中には、この話し合いの場は、当該児童が校外クラブチームに戻るための集まりと思って参加した者もいたが、そうした話にはならなかった。むしろ、当該児童の言い分は確認できず、当該児童や当該保護者が孤立するような状態になったと感じた校外クラブチーム保護者もいた。

- (5) その後、当該児童は校外クラブチームを退部した。

2 本事案について当該保護者から当該校が受けた相談や要望の内容、及び、それに対して当該校が行った対応等

- (1) 令和5年9月22日、当該母は、担任教諭（以下「担任」という。）に電話し、当該児童が校外クラブチーム内のトラブルで傷ついており、校外クラブチームも辞めたことから、しばらく当該校でも様子を見てほしいと依頼した。

同年9月26日、担任は、当該父から電話で、当該児童がAから、5時限目の体育の時間に運動場で「きもい」「きしよい」などと言われたと連絡を受けた。そこで、担任が当該児童に確認したところ、『「きもい」「きしよい」とハッキリ聞こえたわけではない。』『「Aの表情は怒っている感じがした。」』という説明を受けた。翌27日、当該保護者が来校し、担任に対して校外クラブチームでのトラブルを報告するとともに、今後の対応は当該児童の気持ちを第一に考えて進めていくことが話し合われた。担任はこの件を校長に報告した。

同年9月28日、担任は、当該保護者から、当該児童が「もう学校に行きたくない。」「ソーラン節もしない。」と言っているという話を聞いた。「ソーラン節をしない」というのは、同年10月7日開催予定の運動会に参加しないという趣旨である。当該保護者は無理して当該校に行かせることを心配しており、担任と当該保護者との間で、当該児童の負担を軽減して進めていくことについて確認がなされた。同日以降、当該児童が登校する頻度が極端に減った。

また、この日、当該父から担任に対し、部員児童C（以下「C」という。）が当該児童に対して「大丈夫？」と言っていたが、その意図をCに聞いて欲しいとの要望があった。

- (2) 令和5年9月29日、当該保護者が当該校を訪問し、校長及び担任と面談した。その場で当該保護者から、当該児童が校外クラブチーム内でいじめにあっていること、謝罪はあったが、その場も嫌だったことなどの説明と、それに対する当該校の受け止めに尋ねられた。校長は、同説明及び当該児童の思いを聞くと、当該児童に対する行為は「いじめ」であると回答した。

また、当該保護者から、いじめが起こった場合に当該校がどのような対応をしているのかについて質問があり、当該校は、いじめの予防や解消のための一般的な対応を説明するのと併せて、当該児童に対する今後の対応として、①席替えをして、廊下等で部員児童と会わないよう配慮する、②運動会の練

習でもできるだけ部員児童に会わないよう時間をずらす、③無理に教室には入れない、校長室や教育相談室等での対応も可能、④遅刻・早退も柔軟に考えていく、などを約束した。

- (3) 令和5年10月2日、担任は、当該父の要望を受けて、Aに「当該児童に『きもい』『きしょい』と言ったかどうか」を聞いたが、Aは否定した。担任は、その結果を当該父に報告した。担任は、以上のことを校長に報告した。
- (4) 令和5年10月7日、当該児童は運動会に参加し、自分自身が出場する種目で演技等を行ったあと帰宅した。同年10月12日、当該校でいじめ対策委員会を開催、当該児童の件について、学年のみならず学校全体で共有し、見守っていくことを確認した。

同年10月13日、当該保護者が当該校に来校し、校長、教頭（以下「教頭①」という。）及び担任と面談した際に、当該保護者から当該児童がストレスで寝ることができていないこと、夜になると不安から声をあげたり泣いたりすることなどの状況が報告された。

また、当該保護者から、当該児童が学校に来ることができた時はどのような対応をしてもらえるのか尋ねられたのに対して、当該校は前述と同様、なるべく部員児童と会わないように席や授業等も配慮すること（(2) ①）、無理に教室に入らずに別室（校長室、職員室、教育相談室等）での学習が可能であること（(2) ③）を伝えるとともに、この時、新たに、⑤一度、学校のスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）に相談することを勧めた。

- (5) 令和5年10月16日、当該父から担任に対し、Cと部員児童D（以下「D」という。）に対して、当該児童のことで知っていることはないかなどについて聴き取りをして欲しいと要望があった。

担任は同日、CとDから聴き取りを行い、その際、「当該児童をいじめている人がいた。」ということ、また、当該児童がいる前ではないが、Aが、「当該児童を来させないようにしよう。」と言っているのを聞いたということなどを聴き取った。担任は、聴き取り内容を当該父に報告した。

- (6) 令和5年10月18日、当該母が当該校担当のSSW（以下「担当SSW」という。）と面談した。面談の場には当該児童と、教頭①も同席した。当該児

童は、部屋の中にいながらも、面談の場から少し離れた場所でパズルをするなど遊んでいた。当該母は、担当SSWに対し、それまでの経緯を記載したメモを渡すとともに、直接的には、当該児童がAから、「きもい」とか、無視されたことを強く訴えた。

同年10月19日、当該保護者から校長と担任に対して、当該児童に「きもい」「きしょい」と発言したAに対してどのような指導をするのか尋ねられた。校長は、再度Aに対して「きもい」「きしょい」と発言したことについて聴き取りをすることを約束し実施したが、Aは、担任に対する場合と同様、発言を否定した。これを踏まえて校長は、当該保護者に対し、Aには、友達が嫌な気持ちになることは言わない、しない旨の指導をする旨を報告した。

- (7) 令和5年10月23日、当該父から担任に対し、当該児童が、部員児童Eと部員児童F（以下それぞれ「E」「F」という。）が歩きながら自分の名前を出していたのを聞いた、また、Eと目が合った際「見んな」と言われたと話している点について、EとFに聴き取りをして欲しいと要望があった。校長と担任は、同年10月27日、EとFに聴き取りを行ったが、2人とも首をかしげて“心当たりがない”“覚えていない”という態度を示したうえで、「言っていない。」と回答した。校長は、その旨を当該父に報告した。

- (8) 令和5年10月25日や同年11月1日など、当該児童が体育の授業だけ参加することがあり、そのときは楽しそうに参加しており、授業後には当該児童から担任や担当SSWらに「楽しかった」と述べることもあった。

また、同年10月25日、当該保護者より、教頭①に対して、フリースクールの〇〇〇〇〇に見学に行った旨の報告、その後、らるご久留米（久留米市の校外教育支援教室）を見学したいので、調整して貰いたい旨の要望があった。

- (9) 令和5年10月31日、当該保護者から校長に対し、当該児童が学校を休んでいる原因がいじめであることをクラスメートに伝えて欲しい、そのことを担任がどのように伝えたかを連絡して欲しいと要望があった。また、学校はいじめと認識しているのに、児童が「していない。」と言え、このまま何もしてくれないのか、泣き寝入りするしかないのか、との質問とともに、もっとヒアリングして欲しいと要望があった。

担任は、児童への説明の要望を受けて、同年11月1日、クラスメートに、「当該児童は、友達に嫌なことをされて休んでいる。クラスのことではなく、学校、放課後など生活全般を含めて悩んでいる。」と伝えたが、この時「いじめ」との言葉を使わなかった。その後、担任の報告を受けた校長に、この点を指摘され、再度、「嫌なことをされて当該児童が傷ついている。これは『いじめ』です。」と話をした。校長は、その概要を当該父に伝えるとともに、校外クラブチームへの聴き取りを提案した。

- (10) 令和5年11月6日、校外クラブチームへの聴き取りの実施という提案に関して、当該母は校長に対し、聴き取りの内容を尋ねるとともに、聴き取りの場への同席を求めた。しかし、校長は、中立性を保つためという理由で、学校側だけで聴き取りを行うことを伝え、当該保護者が同席することを断わったうえ、同日、校長、教頭（以下「教頭②」という。）、担任の3人で、校外クラブチームの保護者①と保護者②から聴き取りを行った。

その後、同日夜、当該校に当該父に来て貰い、校外クラブチームからの聴き取り内容を伝えた。その場に当該児童も同席した。報告を聞いた当該父は、①校外クラブチームの方々の話にはズレがある。上手に丸く収めたような話をしている、②校外クラブチーム全員の前で話をさせられたことは、非常に傷ついている。特に当該児童はトラウマになっている、と話した。

他方、この場で、教頭②が当該児童に、特に嫌だったことについて尋ねたところ、当該児童は、③5月の試合中に、Aから「そんなフライも捕れないなら試合に出るな」といわれたこと、④Bから、自転車について「ださい」と言われたこと、そのことについて9月18日に謝られたが、Bはにやにや笑っていたこと、⑤セレクト給食の集約をするときに、部員児童G（以下「G」という。）から「そんなものを選ぶのは女みたい。」と言われたこと、と答えた。

なお、この場で、当該父は、校長が「当該児童が嘘をついていると思いませんか」という趣旨の発言をしたと主張し、これが理由で、当該児童が当該父に「もう帰ろう」と耳打ちをして席を立ち、当該父と当該児童は帰宅したと述べている。この点、校長はそうした発言をした記憶は無いと述べているが、同席した教頭②は、当該児童が当該父に耳打ち（その話の内容は校長や

教頭②には聞こえなかった。)した後、帰宅した場面を記憶しており、少なくとも校長の言動を受けて当該児童が信用してもらえていないと受け止めたことと認定することができる。

その後、同年11月7日、当該児童が特に嫌だったことと述べた3点について、教頭②と担任がそれぞれ名指しされた児童に対して聴き取りを行ったところ、AとGは事実を否定した。また、Bには事実であることを前提に謝り方の指導を行った。

- (11) 令和5年11月9日、当該母と当該児童が当該校担当スクールカウンセラー（以下「担当SC」という。）によるカウンセリングを受けた。

同日、当該父は校長に対し、校外クラブチームからの聴き取りをもっと行って欲しいと要望したが、校長はこれ以上できないと回答した。

同年11月14日、当該児童は〇〇病院を受診し、その際、担当SSWが当該母と共に同行した。担当SSWは、医師の診察の場には同席せず待合室で待機していた。その日、同病院で「適応障害」との診断書が作成された。また、この日、校長は当該児童宛の手紙を自宅に持参したが、留守だったことから郵便受けに投函した。

同年11月15日、担任は、担当SSWから当該児童が転校する意向であることを聞いた。同年11月16日、担任が当該母にその旨を確認したところ、転校は確定であるとの返答を受けた。

3 本事案について市教育委員会の関与と対応

本事案に関して、当該保護者は、以下のとおり市教育委員会に、当該校の対応等について相談した。

- (1) 令和5年10月27日（当該母・電話（10分程度）／対応者は指導主事①）

当該母は、市教育委員会に電話し、電話口に出た指導主事①に対して、Aから「きしよい」等と言われたこと、それにより当該児童が傷つき登校できていないこと、そのことに対する学校側に対する不満を述べた。指導主事①は、当該母に対して、電話の内容を当該校に伝えることを約束して電話を切った。

この日の連絡については、市教育委員会内で情報が共有されるとともに、

当該母から電話連絡があったこと及びその内容が当該校に伝えられた。もっとも、この段階では市教育委員会内で本件についていじめ重大事態に発展するかもしれないとの認識には至らず、情報は共有されたものの具体的な対応が検討されるなどはしていない。

(2) 令和5年11月10日（当該父・電話（10分程度）／対応者は指導主事②）

当該父は、市教育委員会に電話し、電話口に出た指導主事②に対して、当該校からこれまでの当該児童の件に対する経過の概要を書面でもらったが大事な部分が抜けていること（具体的な内容は話していない）、及び校長から部員児童に対するこれ以上の聴き取りはできないと言われたことに対する不満を述べた。なお、指導主事②は、指導主事①が対応した同年10月27日にも、一度、当該母からの電話を受けている。同年11月10日の当該父の話を受けて、指導主事②は、当該校に連絡し、当該父の相談内容を伝え、当該校でも対応をするよう伝えた。

この時点でも市教育委員会の認識は前記と同様であり、それ以上の市教育委員会内で事案を検討したり、当該校に介入するような積極的な対応はしていない。

(3) 令和5年11月21日（当該保護者・面談／対応者は教育相談員①②）

当該保護者は、市教育委員会に出向き、応対に出た教育相談員①及び②に対して、部員児童に対する聴き取りに問題があること、校長が当該児童に宛てて書いた手紙の内容や自宅ポストに投函したことについて不満があること、などを述べた上、このことを当該校に伝えて欲しいと要望した。教育相談員①及び②はその内容を当該校に伝えた。

この面談についての市教育委員会内での対応も前記と同様である。当該保護者が市教育委員会を訪問したのはこのときが初めてであったが、そのときの当該保護者の様子について、帰るときには笑顔であったというような証言もあり、この時点でも市教育委員会はいじめの重大事態に発展するかもしれないとの認識を持たなかったことが窺われる。

(4) 令和5年12月8日（当該父・電話（25分程度）／対応者は教育相談員③）

当該父から市教育委員会に電話があり、電話口に出た教育相談員③は、当該父から、先日、市教育委員会に相談に行ったときに、「学校と話してください」と言われて、何を話しに行くのかと思いながらも同年12月7日、校長と話をしたが、納得のいくものではなかったので、責任ある立場の人、課長とか教育長からこの件についての説明を伺いたいとの要望を受けた。当該父は、納得いかない点、説明を受けたい点として、①当該児童の事案は重大事態として認定されているのか、②当該校が行った聴き取りは不十分であり、聴き取りの方法に問題があった。再度、全員から聴き取りを行って欲しい、③当該校は、「相手が認めていない。」としか言わない。相手の保護者と特別の関係があるのではないかと、④当該校は子どもに寄り添った対応をしていない、という点を挙げていた。

教育相談員③は、自身が判断できる立場でなかったことから、当該父に対しては上司に報告すると伝えて電話を切り、指導主事②に報告した。指導主事②は、校長に対して、教育相談員③から報告を受けた内容を伝え、再度、当該保護者との話し合いの場を持って丁寧な対応をするよう求めた。

なお、当該校が本件を重大事態と考えていないことについては、市教育委員会と当該校とのそれまでのやり取りで認識を共有していたが、当該保護者から市教育委員会に対して重大事態の認定について言及されたのは、このときが初めてであった。そのため、市教育委員会は、当該保護者が本件を重大事態として調査してほしい意向であるという認識をこの時点までは有していなかった。

(5) 令和5年12月11日（当該父・面談／対応者は指導主任）

当該父は、要望書と当該児童の診断書を持って市教育委員会に出向き、対応に出た指導主任に対して手渡した。

要望書には、当該児童の事案は重大事態として認定されているのかを尋ねる内容が記載されており、当該父はその場で口頭でも指導主任に尋ねたところ、指導主任は、学校からいわゆるいじめ事案として報告があがっているが、重大事態とは認定していないと回答した。その理由として、学校は3回調査している。しかし、いじめを行ったと指摘されている部員児童が、当該行為を認めていないこと、重大事態は学校が認定するものであることを挙げ、さ

らに、いじめの重大事態の認定は、いじめがずっと続いて、それが原因で不登校が続いている場合が該当するという趣旨の説明を加えている。

当該父は、当該校が行った聴き取りの仕方や、これ以上聴き取りはできないという校長の発言に不満をもっており、再度の聴き取りも含めて事実の解明を求めているのに対して、指導主任は、校長に当該父が強く再度の調査を要望していることを市教育委員会から伝えると言いつつも、あとは当該校の方で判断してもらおうと述べるに留まった。

そのうえで、指導主任は、最終目標は、当該校から報告を受けている聴き取り結果を前提に、家庭と学校が連携して、当該児童が安心して登校できる環境を作ることであると強調するとともに、相手の部員児童が「そのような気持ちはなかったけれど、そう思わせてしまったとしたらごめん」という形で謝罪の場が設けられたらどうかと提案し、当該父は、そのことに対しては同意した。

当該父は、相談終了後、改めて市教育委員会に電話し、なぜ重大事態ではないのかをあらためて質問するとともに、要望書への回答を文書で求めた。指導主任は、先ほどの来庁相談で答えているため文書では回答しない旨を伝えた。

当該父が要望書及び診断書を持参したことや、重大事態とは認知していないとの指導主任の説明を受けて一旦帰ったものの、改めてその点の理由を求める電話をしてきたことから、市教育委員会としても本件を深刻な事案であると認識するに至った。そして、当該保護者から重大事態としての調査を希望する意向が示された場合には、速やかに重大事態として調査を開始する方向での対応を始めた。

(6) 令和5年12月12日（当該父・面談（10分程度）／対応者は指導主任）

当該父は、応対にでた指導主任に対して、当該校に、従前から当該児童の事案を重大事態として調査をお願いしたいと伝えてきたが、市教育委員会は当該校からその報告を受けていないのかを尋ねた。指導主任は、昨日同様、いじめとの報告は受けたが、いじめの重大事態としては報告を受けていないと回答した。これに対して、当該父は、当該児童のことを配慮してもらったが、適応障害になってもいることから、改めて重大事態としての調査を依頼

したいと希望した。

それを受けて、市教育委員会は同日付で本件を重大事態として調査を開始することとし、同年12月15日にその旨を当該保護者に伝えた。

第4 当該児童が苦痛を感じたと主張している部員児童の言動など

1 当該保護者ないし当該児童が「いじめ」と主張している事実について

当該保護者ないし当該児童が「いじめ」と主張している具体的な事実は以下の(1)から(5)までの5つの出来事である。

そこで、本事案において、いじめが原因で当該児童が不登校になったのかどうかを検討する前提として、これらの事実の有無に関する本委員会の調査結果を述べる。

(1) 令和5年5月頃に校外クラブチームのAから「そんなフライも捕れないなら試合に出るな」と言われたこと

ア 事実認定

上記発言があったことを認定するに足りる証拠はない。

イ 認定の理由

本事実は、令和5年11月6日に当該児童と当該父が当該校に来た際に、当該校側から当該児童に対してどんなことが嫌だったかを聴き取りしたのに対して、当該児童自身がとくに嫌だった出来事として述べた3つの事実のうちの1つであり、同年11月9日の担当SCからの聴き取りに対しても、当該児童は同様の内容を述べている。

この点、Aは、学校からの複数回の聴き取りに対しても、また、本委員会の聴き取りに対しても、上記発言をはっきりと否定している。

部員児童ヒアリングによると、校外クラブチームの練習や試合中、当該児童に限らず捕球できずにエラーした部員に対しては、様々な声掛けがなされていたこと、その内容は、「切り替えろ」「ドンマイ」など奮起を促す言葉掛けもあるが、簡単なフライをエラーした場合には、「イージー、イージー」とか、「駄目じゃないか」「そんなんじゃ試合に出れない」といった声掛けがあったことが認められ、当該児童がエラーした際に、Aがそうした声掛けをしたことも認められる。しかし、それ以上に、部員児童間で「試

合に出るな」という声があったとの証言は無く、Aに限っても、同人が当該児童に対して、「試合に出るな」との発言があったとの証言はない。

校外クラブチーム保護者ヒアリングでも、「試合に出るな」といった発言があったとの証言は無かった。他方で、「捕れんなら俺が捕る」とAが言ったのを当該児童が「捕れないなら試合に出るな」と言われた、と言っていて、両者に食い違いがあるのではないかととの証言があった。

A本人が自己に不利な発言を殊更に隠そうとすることは否定できないことであるが、一方で、入部して間もない当該児童が、自身に対する否定的な発言、とりわけ「試合に出れない」といった発言を「試合に出るな」と受け止めた可能性も否定できない。そうすると、Aだけではなく、その他の部員児童や校外クラブチーム保護者からの聴き取りにおいても上記のとおり証言が得られない以上、Aが当該児童に対して上記のような発言をしたとの事実を認定することはできないと判断した。

(2) 令和5年7月のセレクト給食の集約を同年5月にした際に、当該児童が選んだゼリーについてGから、「そんなものを選ぶのは女みたい」と言われたこと

ア 事実認定

上記発言があったことを認定するに足りる証拠はない。

イ 認定の理由

本事実も、前項の事実と同様に令和5年11月6日に当該児童から申し出があった3つの事実のうちの1つである。

セレクト給食というのは、同年7月に提供される給食の際のデザートを、同年5月に児童から希望を聞いて決めるというものであるが、当該児童が所属するクラスでは、担任が、教室で、全員に手をあげさせて希望をとる方法で集約した。デザートは桃ゼリーと、ムースベリーがあり、当該児童は桃ゼリーを選んだというものである。

当該児童が主張する内容は、具体的であり、殊更Gを陥れる意図も伺われない。しかしながら、部員児童ヒアリングにおいて、Gは上記発言を否定しており、担任から聴き取りを受けた際、そのような発言をどう思うかとの質問に対して、「そんなことを言うてはいけないと思う」旨の発言をし

ている。

本アンケートにおいて、他のクラスはもちろん、その場に居たであろう同じクラスの児童からも上記発言を聞いたとの回答はなかった。

当該児童は、1学期に実施された生活アンケートで「友だちから嫌だなと思うことを言われたり、されたりしたことはありますか。」という質問について、「ない」に○をつけており、同年5月、7月に実施されたアンケートで「いま こまったことはありますか？」という質問について、「ない」に○をつけている。

担任は、教職員ヒアリングにおいて、セレクト給食の集約をしているとき、Gが、そのような発言をしたとの記憶はなく、また、同人はおっとりしていて、悪口や暴言を吐く印象がないと証言するとともに、部員児童ヒアリングにおいて、同人の人柄について同様の証言をしている他の部員児童もいる。

その他部員児童ヒアリング、校外クラブチーム保護者ヒアリングによっても本事実を確認することはできず、本事実を認定することはできないと判断した。

(3) Bが当該児童の自転車を「ださい」と言ったこと

ア 事実認定

上記発言があったことを認める。

イ 認定の理由

本事実、令和5年9月18日の練習試合終了後に、校外クラブチーム保護者と部員児童が集まった場で（当該児童の口から）出てきたことであり、また、前項(1)(2)の事実と同様に同年11月6日に当該児童から申し出があった3つの事実のうちの1つである。

同年9月18日の話し合いの場で、事実を指摘されたBは、当初、何のことか分からないという態度を示していたとの証言もあるが、最終的には、B自身が認め、その場で、当該児童に対して謝罪している。また、部員児童ヒアリングにおいて、Bは、「他の部員児童と『自転車ダサくない?』ってこそこそ話をした、直接、当該児童には言っていない。」と発言の際の具体的な状況を説明し、言うてはいけないことを言うてしまったと思った、

謝って少しすっきりしたが、悪いことをしたという感情が残っているなどと自身の気持ちを述べている。

以上から、Bは当該児童に対して上記発言をしたと認める。

(4) 令和5年9月25日の運動会の練習中にAから「きもい」「きしょい」と言われたこと

ア 事実認定

上記発言があったことを認定するに足りる証拠はない。

イ 認定の理由

本事実は、最初、令和5年9月26日に当該父から担任に対して申告された事実であるが、A自身は学校からの聴き取りでも、部員児童ヒアリングでも当該事実を否定している。

また、当該父から申告があった当日、担任が当該児童に直接確認したところ、当該児童は「キショい、キモいとはっきり聞こえたか。」との質問に対して、「はっきりではない。」「目が合った。ムカついている感じがした。」と回答をしており、Aからはっきりと本件発言があったとは述べていない。

その他、本委員会が行った各調査結果からも、本事実を確認できなかった。

(5) EとFが歩きながら当該児童の名前を口にしていたのが聞こえたときに、Eと目が合って「見んな」と言われたこと

ア 事実認定

上記発言があったことを認定するに足りる証拠はない。

イ 認定の理由

本事実は当該保護者から申告された事実であるが、当該児童本人から申告されたものではなく、その後の当該校の調査においても、当該児童本人から申告はない。他方、E及びFは当該校の聴き取り、及び部員児童ヒアリングにおいて、本事実を否定しているほか、Eは当該児童と学年が異なり、E及びその保護者は、学校でEが当該児童と会うことはほとんどないと証言している。

その他、本委員会が行った各調査結果からも、本件事実を確認できなかった。

(6) まとめ

以上のとおり、当該保護者ないし当該児童が主張している部員児童の言動のうち、(3)のBが当該児童の自転車を「ださい」と言ったという事実を認定することができる。

2 当該事実の「いじめ」の該当性

当該児童は、Bの上記発言について嫌だったとの申告をしており、自分の自転車を「ださい」と言われることは、一般的にも嫌な気持ちになると考えられることから、当該児童が実際に嫌な思いをしたことは認められる。よって、本事実はいじめに該当する。

なお、Bは、当該児童に対して直接ではなく、他の部員児童との会話の中で上記発言をしたものであるが、校外クラブチームという狭い人間関係の中での発言が当該児童の耳に入ることは十分想定できることに鑑みれば、直接の行為ではないという事情からいじめの該当性が否定されるものではない。

3 いじめと不登校との関係

以上のとおり、本件では、いじめに該当する事実として、Bが当該児童の自転車を「ださい」と言ったこと（以下「本件いじめ行為」という。）が認められることから、次に、本件いじめ行為と不登校との関係について検討する。

この点、前項2で述べたとおり、確かに自転車を「ださい」と言われることは、一般的には言われた者が嫌な気持ちになる発言と考えられるし、当該児童は実際に具体的ないじめ行為として当該事実を挙げているのであるから、本件いじめ行為によって当該児童が嫌な思いをしたことが認められる。

もっとも、第3でも説明したとおり、本件では当該児童が不登校になるまでの経過として、当該児童は、令和5年5月に校外クラブチームに入部した後の同年7月から練習に行きたくないと口にするようになり、同月下旬頃から校外クラブチームを休部し、同年9月から練習に復帰したものの、結局同月中旬には退部の意向を保護者②に伝えるに至り、同月18日の出来事などを経て校外クラブチームを退部し、その後、当該校も休むようになったという経緯がある。

また、本件いじめ行為の客観的な性質からすると、不登校につながるほどの心理的影響を与える行為であるとは一般的には言い難いし、当該児童や当該保護者からも、それが直接的な原因であった旨の発言はなされていない。

そうすると、本件いじめ行為は、当該児童が不登校になった一連の過程の中で起こった出来事であるとは言えても、それを超えて不登校の原因であったとまでは言えない。

第5 不登校の原因について

1 検討事項

以上のとおり、本件では、調査によって認定できた本件いじめ行為が当該児童の不登校の原因だったとは言い難い。

そこで、以下では、当該児童の不登校（また、それに先立つ校外クラブチームの退部）の原因について、調査によって確認できた事実をもとに検討する。

2 当該児童に精神的な苦痛を与えたと考えられるその他の事実等

(1) 校外クラブチームの部内の雰囲気について

ア 校外クラブチームの指導者について

部員児童ヒアリングによると、部員児童からの指導者に対する評価は、怒るときは怖い普段は優しいという肯定的な証言がほとんどであり、また、校外クラブチーム保護者ヒアリングでも、スポーツなりの厳しさがあることは指摘しつつも、乱暴な言葉が出るとか、体罰が行われるといった行き過ぎた指導がなされているという証言はなかった。当該保護者からも指導者に対してそのような否定的な指摘はなく、概して「しっかりと指導してくれている。」と肯定的な受け止めをしていることが窺える。

また、次に述べるような、部員児童間において、他の部員児童のミスなどに対するきつめの発言について、指導者は、行き過ぎた発言に対しては指導していると述べている。

イ 練習及び試合中における部員児童同士の関係

部員児童同士の関係について、部員児童、及び校外クラブチーム保護者ヒアリングによると、練習や試合中、良いプレイがあると「ナイスプレイ」などと盛り上げる声上がり、エラーやミスなどが出たときには「ドンマイ」や「切り替えていこう」などの前向きな声が上がっていた。しかし、時としてミス等に対しては、「駄目じゃないか」「そんなんじゃ試合に出れない」といった声、さらには、「エラーするな」「お前捕るな」といった、

否定的とも攻撃的とも捉えられるような声上がることもあったということである。当該児童に対しては、簡単なフライを捕球ミスしたことに対して「イージー、イージー」と言われていたのを見たとの証言がある。他方で、野次を飛ばしたり、ミスした部員児童の人柄をけなすような発言はなかったと述べる証言もあった。その上で、練習や試合終了後のミーティングでは、できる者ができない者に教えるなど思いやる面があったと述べている証言もある。このような校外クラブチームの雰囲気について、多くの部員児童は概ね好意的に捉えているようであり、他の部員児童から何かを言われたり、されたりして嫌な思いをしたことがあるという証言は特になかった。

他方で、校外クラブチーム保護者ヒアリングにおいて、保護者によっては感じ方・受け止め方に違いがあることも明らかとなった。ある保護者は、入部直後は、部員児童の言葉遣いの荒さや強い言葉での声掛けなどにびっくりして、自分の子がそのような雰囲気に苦しんで行きたがらなくなった時もあったが、続ける中で、発言に悪気がないことや、良いプレイをしたときには反対にみんなが褒めてくれて盛り上がる経験などを重ねていく過程で、子どもも保護者もその環境に慣れて、今は楽しんで校外クラブチームに通っているという趣旨の証言をした（もともと、今でも言葉遣いは改めた方がいいと思っているとのことである。）。また、別の保護者は、これだけのチームは珍しいと思うほど子ども同士の声掛けがきつかったと述べており、具体的には、ミスをした部員児童に対する「出ていけ」「やる気ないなら出ろ」という言葉が部員児童間で交わされていることにびっくりしたと述べている。その際、言う側と言われる側が決まっており、また、保護者①やコーチには分からないところで言っていたとも述べている。もともと、同保護者は、当該児童が、そうしたきつい言葉を言われていたところは見ていないと証言している。

さらに、教職員ヒアリングでも言葉が若干荒いという印象を受けたという証言もあった。

以上からすると、上記保護者らの発言をもって直ちに校外クラブチームの雰囲気の悪さを指摘することはできないが、見る者によってはそう感じ

る環境だったことが窺える。

ウ 練習及び試合中以外での部員児童間の関係性

部員児童ヒアリングにおいて、部員児童同士の関係性について、当該児童の訴え以外に、人間関係で嫌な思いをしたり悩んだりしたという証言はなかった。

ただし、当該児童は、練習が終わった後などにグラウンドに残って遊んだり練習したりすることがあったが、いつも在籍期間が短い部員児童と一緒に遊んだり練習したりしており、上級生や主力メンバーは、グラウンドに残っていても一緒に遊んだり練習したりすることはなかった。

また、ある部員児童は、本件校外クラブチームとの比較で、他の習い事では先輩との距離感が近く楽しい雰囲気であるという趣旨の証言をしており、同部員児童は、入部したはじめの頃は先輩たちに声をかけにくかったと証言している。

以上からすると、部員児童間であからさまな対立は窺われないものの、在籍期間の短い部員児童の中には、在籍期間が長く経験が豊富な部員児童との間に壁を感じる部員児童もいたことが窺える。

エ 当該児童の受け止め

当該児童からの聴き取りでは、校外クラブチームで起こった出来事など具体的な質問をすると過呼吸のような症状を呈したことから、校外クラブチームの雰囲気などについて直接話を聞くことはできなかった。

部員児童ヒアリングにおいて、当該児童に対しては、練習中、あるいは試合中、直接、他の部員児童が否定的、あるいは強めの発言をしていたという証言は出てこなかった。ただ、バッターに対するサイン練習をしているときにサインを間違えて失敗してしょんぼりしているのを見た、当該児童が他の部員児童から簡単なフライを捕球ミスしたことに対して「イージー、イージー」と言われて涙ぐんでいたのを見た、などの証言があった。

以上の証言や上記アイウに記載したことからすると、当該児童は、他の部員児童が発した言葉を否定的に受け止めたり、特に在籍期間が長い他の部員児童との間に壁を感じるなどして、校外クラブチームの雰囲気に馴染めていなかった可能性が考えられる。

(2) 令和5年9月18日の校外クラブチーム内での話し合いの場での出来事

ア 当該保護者が話し合いの場を求めた目的

当該保護者は、当該児童から、当該児童がAから練習中ないし試合中に「試合に出るな」などの発言を受けたり、ヒソヒソ話をされているとの話を聞いて、その事実の確認とともに、校外クラブチーム保護者にも知ってもらって止めて貰いたいこと、また、当該児童に原因があるなら、それを指摘して貰うため、保護者②に相談し、令和5年9月18日、校外クラブチーム内での話し合いの場を設けて貰った。このとき、当該父は、校外クラブチーム保護者のみで話し合いをする考えだった。この前提だったため、当該父は、当該保護者ヒアリングにおいて、保護者②を通じて、校外クラブチーム保護者が事前に各家庭の部員児童から当該児童に対する言動などを聴き取りした上で、その場に集まるよう伝えたと述べている。ただ、この点、保護者②は、当該父から上記のような依頼をされたという認識はなく、各校外クラブチーム保護者に対してそのような声掛けはしていないと証言している。

他方、実際に集まった部員児童及び校外クラブチーム保護者の中には、当該保護者が何か話をすることを希望している、と聞いたのみで具体的に何の話があるのかは認識していなかった者もいれば、当該児童が練習に参加できていないことから、部員児童間にわだかまりがあるのであればそれを解消してチームが前を向いて頑張っていくための話し合いの場と捉えている者もあり、集まる目的について必ずしも一致していたわけではなかった。また、特に後者のように考えて参加した校外クラブチーム保護者にとっては、保護者だけで話し合いをするという認識はなく、部員児童も一緒になって話し合うと受け止めていた。

このように同年9月18日の話し合いの目的、参加対象について、当該父の意向と他の校外クラブチーム保護者との考えの間には、当初から齟齬があったことが窺われ、当該父が想定していたとおり保護者だけの話し合いが実行されていれば、当該児童が話し合いの場に連れてこられることはなく、第5-3項(3)で述べるような精神的苦痛を当該児童が受けることはなかったといえる。

イ 当該児童が話し合いの場に行くことになった経緯

当該父は、自身が想定していた目的に沿って、一人で話し合いの場に行ったが、前記アのように、その場は部員児童と校外クラブチーム保護者全員が集まって話し合いを行うものと思っていた校外クラブチーム保護者の1人が、当該父に「なぜ当該児童本人が来ていないのか。」と尋ね、同人を連れて来るよう強く求めた。当該父は、その場は校外クラブチーム保護者同士の話し合いの場であると認識していたことから、当該児童は来ない旨を伝えたところ、同保護者は、それでは話はできない、公平ではないと発言した。

その場では、同保護者に同調する他の校外クラブチーム保護者もいて、当該児童がいなければ話が進みそうにない状況になったことから、当該父は、当該母に連絡し、当該児童が同席するよう求められていることを説明した。当該母は難色を示したが、当該父の説得に応じて当該児童を車でグラウンドまで連れて行ったが、当該児童自身も「行きたくない。」と言って車の中にうずくまり、出ようとしなかった。

保護者①は、当該父が発言した内容を踏まえて「(自転車の) ヘルメットを馬鹿にされたんですか? 他は何か言われていましたか?」などと当該児童に対する嫌がらせやいじめの内容を確認したうえ、他の部員児童に対して「そんなことしたか?」と確認したが、他の部員児童たちが「してないです。」と否定するなどのやり取りがなされた。

このようなやり取りを見て、当該児童の同席を求める校外クラブチーム保護者は、その場に当該児童が来ないことに納得ができず、「話にならない。」「どうして(当該児童を)連れてこないんですか。」「みんな忙しい中集まっているんですよ。」と改めて当該児童をその場に連れて来るよう主張した。また、他の校外クラブチーム保護者から、そもそも何のための集まりなのか、と疑問を投げかける発言もあった。

こうした中で、当該父は、当該児童を連れて来るため車の中にいる当該児童に声を掛けたが、同人はうずくまって車外に出ようとしなかった。最終的に、当該児童は、当該父に促されて話し合いの場に来ることになったが、その時は泣いている状態だった。

ウ 当該児童も参加する中でのやり取り

当該児童がその場に来た後も、校外クラブチーム保護者の一部から、当該児童もいる前で、当該父、及び当該児童に対して、非難とも受け取れるような発言があった。

また、一部の校外クラブチーム保護者が、自身の子どもに対して、「お前、(当該児童に対して)何か言ったのなら、今、謝りなさい。」と確認したが、言われた子どもは否定した。結局、当該父が望んでいた、当該児童に対する嫌がらせやいじめの内容が明らかになることはなく、また、一部の校外クラブチーム保護者が想定していたような、当該児童が今後の練習に復帰するような話し合いにもならず、その場は、当該父や当該児童が責め立てられるような雰囲気の状態に終始した。

そして、後述するBの発言以外、当該父が指摘するような練習中の言動を認める声が部員児童の誰からも上がらなかったため、保護者①から「(当該児童)が嘘をついているかもしれん。」などの発言があり、平行線のままその場は解散することとなった。

校外クラブチーム保護者の中には、当該児童が校外クラブチームに戻るための話し合いと思って参加した者もいて、そうした保護者から当該児童に対して、「今後も野球を続けたいか？」という声掛けもなされたが、当該児童はずっと下を向いて泣いている状態であり、何か声を発し得る状況でもなかった。

エ 第4-1項(3)のいじめ行為(Bが当該児童の自転車を「ださい」と言ったこと)については、当該父が当該児童に対して、誰から言われたか名前を言っても構わないと促したのに対して、当該児童がBから言われた旨を述べた。

先に述べたとおり、それに対して当初Bは何のことか分からないという態度を示しながらも、謝罪するように周りから促されて当該児童に謝罪した。

3 第5-2項で述べた事情が当該児童にどのような心理的影響を与えたか

(1) 当該児童の様子の変化

当該児童は元来温和、友人関係は良好であり、本委員会が実施した本アン

ケートでも一緒に遊んでいたという回答は男子女子ともにみられ、教職員ヒアリングでも、学校生活を楽しく送っていたことが窺われる。3年生までは大きなトラブルなく過ごしていた。また、学習態度は真面目で熱心であった。担任によると、宿題はまじめに取り組むあまり時間がかかり、提出が遅れることが数回あったようである。家庭では、入学当初は学校での出来事などを話すことは多くなかったが、学年が上がるにつれて、少しずつ学校での出来事を話すようになった。3年生までは楽しかったことを口にするが多かった様子である。放課後には友人と、休日には当該父と野球ごっこやキャッチボールをして遊ぶことがあった。

4年生の令和5年5月に校外クラブチームに入部すると、その直後から、練習後の帰宅時に「練習中にいろいろ言われる。」と、当該母に話したり泣いたりするようになった。前記のとおり、練習でミスをしたのを指摘されて涙ぐんでいたとか、サインを間違えて悲しそうな顔をしていたという証言があるように、練習中に泣いている姿もみられた様子である。一方で、練習終了後に当該保護者の迎えを待っている間に、他の部員児童と一緒に自主練習をしたり遊んだりすることがあり、その時は楽しそうな姿がみられたとのことである。同年7月の下旬には練習や試合を休むようになり、当該保護者ヒアリングによると、家庭で話し合ったが「僕どうしたらいいかな。」と言い、迷いがみられた様子である。

同年9月18日の出来事があった後、校外クラブチームを退部し、同年9月28日以降は、当該校を欠席することが目立つようになった。当初は自身の不安等を言葉にすることがなかったようであるが、次第に「怖い。」「何か言われた気がする。」などと口にするようになった。この間、不安でありながらも時々登校し、運動会の練習等に参加することがあったが、経過とともに不穏となり、登校を促す当該保護者に強く反発したり、悪夢をみてうなされたり泣いたりすることがみられたようである。病院受診も継続せず、主に自宅療養となった。

令和6年6月に委員が自宅にて聴き取りをした際には、話題が校外クラブチームのことになると表情が急変し、体動や過呼吸がみられるなど強い反応を呈した。

(2) 校外クラブチームの雰囲気等による心理的影響の推測

第4で、いじめと明確に認定できた事実、当該児童が自転車を「ださい」と言われたことのみであったが、校外クラブチーム内でやり取りされる言動については、複数の部員児童や校外クラブチーム保護者がその荒さや激しさが気になり、負担になることがあったと話していたことを考慮すると、当該児童が、明確に記憶できないような咄嗟のやり取りや雰囲気について怖さを感じていた可能性は否定できない。校外クラブチームに長期に在籍している児童や保護者の中には、もともとあまり気にしなかったという者や、励ましやフォローの声掛けを受けるなどして、次第に言動の荒さに他意はないことなどを理解し慣れていった者もいるが、少なくとも、元来温和であり、共に遊ぶ友人も同じような傾向の子どもであった当該児童については、相当の精神的負担を抱えていたと想像される。そして、当該児童のこうした校外クラブチームに対する印象は修正されることなく、恐怖感が蓄積し、校外クラブチームの練習に参加することに抵抗を感じるようになり、練習を休むようになったものと推察される。その一方、「僕どうしたらいいかな。」との発言にあるように、校外クラブチームをやめることへの躊躇もずっと感じており、やめることでの他の部員児童たちへの申し訳なさや罪悪感があったとも考えられる。さらに、推測ではあるが、その裏返しとして、周りが自分のことを悪く思っているのではないかという思考に陥ることにより、同じ部員児童の言葉が自分に対する否定的な発言のように聞こえ、当該児童がいじめと受け止めている「きもい」「きしよい」「見んな」と言っていると認知したとも考えられるところである。

一般に、不適応状態に陥った者は、物事をネガティブに認識しやすくなることが知られており、当該児童も、練習を休むようになった時点では、陰性の感情が強く生じており、否定的な思考を持ちやすくなっていたと想像される。そのような状態で不安を抱えながら登校したときに、周囲の児童の言動にネガティブな意味を見出しやすかったり、自分とは関係のない物事を自分と結びつけて認識しやすかったり、過去の出来事のうちネガティブなものを想起しやすくなったりといった不適応状態の悪循環が生じていたことは想像に難くない。こうした中で、当該児童が混乱して発した言動に周囲の人が理

解を示すことはなく、状態が増悪したものと考えられた。一方で、体育の授業に出た時にはクラスの児童たちと楽しく過ごして、帰宅後も当該両親に辛かった等の発言もなかった。学校に対する肯定的な感情と否定的な感情が交錯していたことがさらに不適応状態に拍車をかけたのではないかと考えられる。

(3) 令和5年9月18日の出来事が当該児童に与えた影響

以上のように、当該児童は、校外クラブチーム内での環境に対してネガティブな感情を抱きやすくなっていたと考えられる状況において、令和5年9月18日の出来事が生じた。

この日の出来事が当該児童に与えた影響として以下の3点が考えられる。

- ① 意に反して、自分が嫌だったことを明らかにする場に連れてこられたことによって新たな精神的苦痛が生じた

一般的に何らかの被害を受けたと感じた者は、守られるべき場で更に意に反した行動を強いられることで二次被害が生じる。本事案において、当該父が当該児童を守るために提案した場で、当該児童は、結果的にさらに辛い思いをすることとなった。その場でずっとうずくまったままであった当該児童の、その時の心情は察するに余りある。周りから促されて、泣きながらも嫌だったことを自転車のことだけ話したが、そこには当該児童が練習中に言われたと主張している部員児童の言動は出てこない。それは、それ以上に嫌だったことを口にすることにに対して、その場の雰囲気や内容などから、本人なりにブレーキが働いたのかもしれないと考えられる。

- ② 自分が信じられていないと感じたことによって、新たな精神的苦痛が生じた

当該児童は、保護者①から「嘘をついているかもしれん。」と言われ、自分は信じてもらえていないと受け止め、傷つきが上塗りされた。このことは、令和5年10月初旬から夜間に声をあげたり泣いたりする時に「僕だけが嘘をついたことになっている。」と言っていたということにもつながる。さらに、同年11月6日の校長室での聴き取りの際に、同年9月18日の信じてもらえなかった体験がよみがえって、学校への気持ちが離れていったのではないかと推察される。

- ③ 真摯な謝罪と受け止められなかったことによって、新たな精神的苦痛が生じた

一般的に、いじめの謝罪は、加害者が事実を認めて深く反省し、被害者の気持ちを慮って真摯に謝って、初めて功を奏するものであり、形だけと受け止められるような謝罪、本人が自発的に行ったとは言えないような謝罪がなされると、逆効果になり被害者の傷を深めかねない。本事案では、令和5年9月18日の話し合いの場で、事実がはっきりしないまま、周囲の者から要求される中でBによる謝罪が行われた。こうした雰囲気の中での謝罪について、Bの意図がどうだったかは分からないが、当該児童は真摯な謝罪と受け止めることができず、そうした場の雰囲気が当該児童の孤立感を深めた可能性がある。

(4) 結論

以上(1)から(3)で述べた事情が、当該児童が校外クラブチームを休むようになり、そして、当該校を休むようになって不登校の状態が継続し、最終的に転校することになったという経過に影響を与えたものと考えられる。

第6 本事案に対する当該校、及び市教育委員会の対応の課題等

1 本事案当時における当該校の通常のいじめ防止対策の体制

(1) いじめ防止対策に係る校内組織「〇〇〇〇〇〇」の構成

当該校のいじめ防止基本方針によると、当該校のいじめ防止対策に係る校内組織は、〇〇〇〇〇〇（以下「部会」という。）として設置され、校長、教頭、各学年の代表者によって構成されていた。月に1回定例の会議が開催されていた。SCやSSWなどの専門職は、書類上は構成員に含まれているが実際に部会の会議に参加を求められたことはなく、また学校から会議の議事内容を共有されることもなかった。

(2) 各種アンケート

学校生活アンケートは月に1回実施され、その中にいじめに関する項目も設定されていた。これらのアンケート等でいじめの記載があった場合は、担任が集約し生徒指導主事に伝え、部会の中で報告されることになっていた。

実際に、市教育委員会に提出されるいじめ・不登校等調査及び事件・事故に関する報告では、一定数のいじめ事案が報告されており、校内で発生するいじめの事象を把握することはできていたと考えられる。

(3) 部会での情報共有

前述のように、月に1回の定例の部会では、その間に行われた学校生活アンケートやいじめアンケート等の結果等を共有していた。

ただし、部会内での情報共有等については、教頭①は「一学年で何十件も上がってくる」ため、到底一つ一つの事案を検討することができないと話していたが、学年の教職員は一月に数件あるかないかと話しており、実態が不明瞭であった。

2 本事案における当該校の対応

- (1) 本事案は、当初は校外クラブチーム活動内で生じたもので、当該校は把握しておらず、当該校は、令和5年9月22日に当該母から担任に、トラブルがあり様子を見てほしいと連絡があったことから、事案を認知し対応を始めている。それまでに当該児童や当該保護者から、直接、もしくはアンケート等を通じて校外クラブチームでの出来事や当該児童が抱える不安感について相談されることはなかった。

同年9月29日の面談で、当該校は本件をいじめと認定しているが、通常の生徒指導の手法で対応可能なものと見積もり、部会の臨時会議を開催するなどして対応の方針等を検討することはなかった。担任を窓口とし、適宜管理職の指示を仰ぐという通常の生徒指導の体制で対応を行った。具体的には、一般的には事実確認には複数人で対応するはずが、当初は、担任が単独で聴き取りを行った。結果的には、そのことで、聴き取った内容の記録の確実性が低下し、さらにその聴き取り結果への対応も不十分なものとなった。その後、校長が対応に加わるようになった。当初から、校長や担任だけでなく、教頭、専門職のSCやSSWと情報共有し、対応を協議するといった、いじめ問題に必要な組織的対応にはならなかった。

事案が不登校の問題になってきた後も、平時から部会における対応の方針等の検討プロセスが欠けていたため、積極的に事実関係の調査を行ったり、対応の方針を立てたりすることはなされなかった。

当該児童の心理面のサポートとして、担当SSWの面談が実現したのは事態を知り得て1ヶ月後、担当SCによる心理ケアはそこからさらに1週間後によりやく実施されるなど、専門職の活用に大きなタイムラグが生じていた。

- (2) 結局、当該校は、当該保護者の要求することに対して、その都度対応するという体制となり、客観的な視点で事態の全容を把握することが困難になっていたと考えられる。対応内容は、当該保護者から訴えがあった事象についての事実確認と登校支援であり、事実確認についても、指摘された部員児童からの聴き取りにとどまり、調査対象を広げるなどに至らなかった。そして、令和5年9月18日の話し合いでの当該児童の落胆、傷つきといったストレスが十分に踏まえられたものとはいえなかった。

これらの経過の中で、当該保護者の意図と当該校の受け止めには少なからず齟齬が生じるようになった。当該保護者は、当該校が状況を把握していないように見え、「このような状況もあるようだから調査してほしい。」と当該校に情報提供したつもりが、当該校側は当該保護者の訴えに一貫性がないように見えたり、一度確認した出来事についてさらに何を確認すればよいか分からない状態になったりと、対応には次第に混乱が生じた。また、聴き取り対象となった部員児童の保護者からは、他の児童に目撃される場所で聴き取りをしたことへの苦情があったものに対して、当該校は、聴き取った内容を当該保護者に伝えてしまったことへの苦情であると受け止めて、その対応の修正に動くなど、当該校内の動きはまとまりのないものになっていた。

なお、当該校の混乱には、当該保護者からの要望を全体の状況との整合性を確認せずに、表面に現れた要望のみを短絡的に受け取ったことによる影響があったと考えられる。その結果、要望の一つ一つについて、まずは事実確認することに追われてしまった。こうしたことが重なった結果として、当該保護者が求めていることと、当該校の対応との間のすれ違いが解消されないまま、欠席日数が増えていくことになった。

3 本事案における市教育委員会の対応

市教育委員会において、本事案は学校教育課の所管となるが、学校教育課は学校教育に関する多様な事務事業を取り扱う課である。本事案の直接の担当は課内の教育相談チームであった。

教育相談チームは、主に学校における生徒指導上の課題に対応するほか、教育相談チーム自体も直接学校外からの電話等による相談を受理し、相談員がその内容をまとめ、指導主事、指導主任、指導主幹に報告し、学校へ必要な連絡・調整等を行うとのことであった。同チーム内にSCやSSWは在籍しているものの、相談受理の経路は異なり、別個の対応を行うものであった。

本事案における教育相談チームの対応についての課題を以下の3点で整理した。

(1) 主訴の整理の不十分さ

本事案について、教育相談チームが直接関与したのは、当該保護者が電話相談を行った令和5年10月27日のことであった。当初は、相談内容から不登校事案として受理し、当該校に連絡をしていた。その後、同年11月10日の再度の相談の際には、いじめについての問い合わせがあった時にも、いじめ相談としてではなく、それまでの不登校のみの相談として対応を継続した。その後、はっきりといじめの調査に関する問い合わせがあった後も、いじめ相談としての対応は行わなかった。つまり、当該児童の不登校がいじめによるものであると学校が認識しているか否かの確認をしたり、重大事態に該当するおそれのあるものとして組織的な対応を行うよう助言したりすることはなかった。不登校に関する訴えにのみ対応を限定し、結果として、同年12月8日には当該保護者から「重大事態」という発言が出た以降も、同月11日には、重大事態であることを否定するような発言を行い、当該保護者の意向を丁寧に汲み取ることが不十分な対応になった。

同年10月27日の最初の電話相談時点では、教育相談チームが学校で起きていることの詳細を知らないことを考えれば、語られた相談内容から不登校相談として受理したことは妥当であったと考えられる。しかし、その後、いじめを苦にした不登校であるというニュアンスが出てきた時に、不登校の相談といじめの相談という主訴の整理がされないまま対応が行われた。いじめとして事実解明をすることと、不登校の対応をどのようにするかという主訴の整理が必要であった。

(2) 当該校への助言等の連携の不足

加えて、当該校への助言等についても不十分さがみられた。来庁相談記録

等からは、保護者からの訴えについて、市教育委員会から当該校にその内容を伝えていることは確認された。しかし、助言や支援としては、当該保護者と当該校との話し合いを促すことにとどまっており、市教育委員会が、学校が混乱しているまま対応している状況に対し、適切な助言が行われていたとまでは言えない状況であった。

上記(1)のとおり主訴が適切に整理されていれば、市教育委員会内で把握している月例報告を確認したり、当該校がいじめ対応としてどのようなことを行っているか等を問い合わせるなどして、当該校が本事案を適切に理解し、組織的対応を行うために必要な状況を整理する等の助言を行うことができたと推測され、そうした丁寧さに欠けていたと評価できる。

(3) いじめ重大事態についての理解の不足

推進法の趣旨に沿えば、いじめの疑いが予見された時点でその対応を行うべきであったが、当時の対応は、このことに関する理解に欠けていたと言える。当該校のいじめ防止基本方針には、学校が重大事態と判断した場合には、それについて市教育委員会又は学校は調査等の手続を進めることになっており、さらに、久留米市いじめ防止基本方針には、被害児童側から重大事態の申立てがあった場合には、適切かつ真摯に対応しなければならないと規定されている。本事案でも、来庁相談によって当該保護者から重大事態の疑いが語られた際には、市教育委員会は重大事態の申立てと受け止め、学校に速やかにその旨を伝え、重大事態としての調査等の準備をするための連携をするなど必要な事務的受付をすべきであったが、それを怠った。

(4) まとめ

以上の3点から、市教育委員会としては、当該保護者からの相談について対応する中で、いじめとして事実解明をすることと、不登校の対応をどのようにするのかについて整理がなされないまま対応を継続したために、相談内容に含まれるいじめの疑いの事象を見出して対応するという丁寧な対応が欠けていたほか、当該校にもいじめの事実解明と不登校の相談を切り分けて捉え、当該校が組織的な対応を行うために必要な助言を行うに至らなかった。

また、当該保護者から重大事態との発言があった後も、市教育委員会では、混乱した状況の当該校からの報告のまま、調査は一応尽くされていると判断

して、不登校の解決を中心に助言したことが、重大事態を否定するようなニュアンスに受け取られるような表現となって語られるなどした。ここでも重大事態の申し立ての受理という事務的な受付と、不登校の子どもを持つ親の不安と対応に関する相談業務との切り分けができていなかった。

このようにして、主訴の整理ができなかったことを中心に、教育相談チームが担うべき学校との連携・助言や市教育委員会としてのいじめ重大事態に関する対応が不十分なまま経過したと考えられる。

第7 「重大事態」の再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組について 本委員会の提言

1 当該校の組織的対応の改善

第3－1項(2)以降に述べられているように、当該保護者は、当該児童が令和5年9月に校外クラブチームに復帰した後も、部内での子ども同士の人間関係を懸念しており、保護者②に退部の意向を伝えたり、相談したりしていたが、同年9月18日の話し合いを経て、退部に至った。その後、当該保護者の訴えによれば、学校でのトラブルも有り、当該児童は登校できなくなっていた。この段階に至って、当該保護者は当該校に相談するようになった。

当該校として、校外クラブチーム内で問題が生じている段階では、何らかの介入を行うことは困難であったと考えられるが、当該校への相談後に行った対応において、以下のことを課題として指摘することができる。

(1) 当該校における課題

当該校の対応には、通常のいじめ防止体制の点、当該保護者からの相談を受けてからの対応の点、それぞれにおいて、組織性の面で課題があったと考えられる。より組織的な対応ができていれば、当該児童及び当該保護者と当該校との関係は悪化せず、当該児童および当該保護者の心情は落ち着き、安心感をもって当該校とのやりとりが継続でき、本事案のような不登校の継続と転校という事態は避けることができた可能性がある。

いじめの対応において、組織的対応とは、窓口となった者（本事案では担任）が関係者と個別に報告・連絡・相談を行いながら対応を進めていくこと

ではなく、規模は問わないとしても、会議の場で情報の整理、いじめの認定の是非、対応の方針を共有し検討し、決定することである。また、平時からいじめ防止対策に心理や福祉の専門職の助言を得られる体制を作っておき、事案が発生した時には直ちに、上記会議の中に専門職も加わることができるようにしておくべきであろう。当該校は、平時からこのような認識に欠けていた。

(2) 本委員会の提言

具体的には、以下のことを提言する。

① 現行のいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義の理解の促進

対応の根本としての基本的な認識を徹底することが必要であろう。方法としては、地道なものではあるが、市教育委員会主催あるいは学校内での研修活動が考えられる。

② いじめ防止のための部会を中核とした組織的対応の改善

第6－1項で述べたように、当該校では、いじめ防止対策として生徒指導事案やアンケート結果から児童の情報を収集し共有するという、通常の学校運営の中で実行可能なルーティンは機能していたと考えられる。

しかし、得られた情報から対応を検討したり、その後の経過を確認したりするようなプロセスは明確でなく、特に定期的に学校を訪れる心理や福祉の専門職を積極的に活用しようとする組織的な動きに欠けていた。本事案については、心理や福祉の専門職を早期に活用できていれば、前記第5－2項にあるような当該児童の心理状態やそれを目の当たりにした保護者の心情を当該校も理解でき、対応方針の共有が進んだであろうと考えられる。

これらは、法令遵守の姿勢に欠けていたような重大な落ち度があったというよりも、校内のいじめ防止対策の組織（当該校では部会）に求められる機能や専門職活用の意味とその方法の理解が不十分であるために十分な機能を果たせていなかったものと考えられた。いじめ防止対策についての基本的な考え方を確認すると同時に、校内の部会の体制の実質化、特に専門職の積極的な活用について検討を進めることが望ましいと考えられる。

組織性の向上のためには、こうした専門職の機能の理解、そして実質的

な役割の付与が不可欠である。

2 市教育委員会と学校との連携体制の改善

(1) 連携体制の改善

本事案において、市教育委員会は、市教育委員会内部での情報共有、そして学校との連携について、課題を有していることが窺われた。具体的には、教育相談チームの受理した相談について、主訴の把握、複数の主訴がある場合の整理、情報収集と学校との調整、事務的な受付の機能と相談対応との区別、などの点で対応が不十分な点が散見された。また、これら一連の流れで、相談員、指導主事、指導主任、指導主幹の報告・連絡・相談の流れも一部曖昧であった。

これらの課題の解消のためには、教育相談チームの中に、受け付けた相談についてチェックを行い、適切な理解と対応ができているかどうかを点検するような機能が必要であると考えられる。主訴の取り扱いや相談内容の整理、学校との連絡調整は適切であったかななどを適宜振り返り、判断や助言の根拠を明確にし、業務を改善するための流れを整えておくことが必要である。このように、教育相談チームの業務内容についてPDCAサイクルに則って振り返り業務改善をしていくことは、市教育委員会が学校へ助言や支援を行う際の実効性を高め、市全体の教育相談対応力の向上に寄与するものと考えられる。

本件のような学校が混乱したまま対応するような事案が生じた際に、学校と市教育委員会とがどのように役割分担し、連携して対応すべきかについて、再検討が必要であろう。

(2) 専門職の活用

① 学校における活用

本事案において、当該校では、教職員がSCやSSWなどの専門職を十分に活用できていないと考えられる。その一因には、専門職の活用について具体的なイメージを持たない教職員が多いほか、文部科学省のホームページでも抽象的な記載にとどまっていることが挙げられる（たとえば、文部科学省ホームページにおける、スクールカウンセラー等活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業に関する記載

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/shiryo/at_taca/1369901.htm

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/at_tach/1376332.htm。

そこで、市教育委員会には、毎月のいじめ・不登校等調査及び事件・事故に関する報告にみられるいじめ解消に至った事例や、市内でのいじめ問題におけるＳＣやＳＳＷ活用の好事例など、具体的な事例を通して、どのように専門職を活用すればいいかなどの研修を積極的に開催していくことが望まれる。

本事案では、前述のように、当該校は当該保護者の表面に現れた要望のみに目が行き、その対応に終始したため、当該保護者が求めていることと当該校の対応のすれ違いが大きくなった。教職員ヒアリングにおいて、多くの教職員から「寄り添って」という言葉は出てくるが、被害児童や保護者からの事実確認や調査の求めに、そのまま応じることと被害児童に寄り添うことは必ずしも一致しない。事実確認の際に、行為者が否定した時の伝え方や、また、被害児童の辛かった気持ちを尊重して二次被害を防ぐ方法は、専門職の関与なしには困難であると考えられる。さらに、予期せぬ事態に翻弄される当事者である当該校の教職員の状況も含めて事態を俯瞰し整理する役割も専門職に求められる。

本事案においても、ＳＣやＳＳＷが入ることで、当該児童の傷つきの中核や、当該保護者の状況を当該校が把握するに至ったが、その時点では既に転校する方向に向かっていたため、事態の收拾には至らなかった。このような事態を繰り返さないためにも、ＳＣやＳＳＷが関与する目的や利点を現場の教職員が具体的に知っておく必要があると考える。

② 市教育委員会における活用

さらには、学校内の対応のみならず、市教育委員会、特に教育相談チームの活動について、相談業務を行う専門職（ＳＣやＳＳＷ）を活用することも要検討事項であろう。

現状は、市教育委員会内において、ＳＣやＳＳＷは別個の相談業務を行っているとのことであるが、困難事例が発生した場合の対応の検討や、教

育相談チームの相談業務に関する知識・技能等の向上のための研修の担当、さらに、(1) で述べた対応の点検機能に専門職としての立場から組み込むなどの工夫が必要であると考えられる。

3 早期発見と初期対応段階

本事案では、第3で確認されたように、令和5年5月に校外クラブチームに入部した当該児童が、同年7月に当該保護者に練習に行きたくない旨を述べ、当該保護者が校外クラブチーム保護者②に相談し、同年7月下旬から休部することになった。そもそも、この段階で、校外クラブチームと当該児童との関係が調整されていれば、当該児童が同年9月18日の話し合いの場（第5-2項(2)参照）を経験することではなく、当該児童が不登校に陥った後に転校するといった経過は辿らなかった可能性があるであろう。

この時期に関しては、当該校や市教育委員会のみで対応できるものではないが、問題の早期発見と早期対応という観点から、以下の点を提言する。

(1) 広く子どもの相談に対応できる組織の活用（設置）

- ① 本事案では、この段階での当該保護者の相談先は、校外クラブチーム関係者に限られていた。学校内の学級等の中で生じた問題であれば、学校の教職員に相談するといった選択が取られたと推測されるが、校外のクラブ活動での事案であったために、学校に相談するという選択は取られなかったと推測される。

問題が起きている場所を問わず、子どもの権利を擁護するための相談・対応組織が存在していて、当該保護者・当該児童が相談すれば、本事案のような問題について、当事者間の主張を調整し、解決の糸口を見出すことができたかもしれない。

- ② 福岡県全域を対象とするいじめ相談に特化した機関として、令和5年11月に福岡県が「いじめレスキューセンター」を設置した。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ijime-rescue-center1101.html>

本事案当初はまだ設置されておらず、また、新しい機関であることから相談機関としての機能性は今後の活動実績を踏まえて判断されることになろうが、「令和5年度事業の実施状況」によれば、相当数の相談が寄せられ

ていることが確認でき、学校との調整活動が功を奏した事例も報告されていることから、今後はいじめ事案における相談窓口の選択肢となり得よう。

こうした組織は、本事案のような問題が生じたときに、被害者と加害者との両者に寄り添いながら関係を調整することができる組織として、大変有用なものであると考えられる。

- ③ また、広くスポーツ現場での問題に対する相談窓口が、公益財団法人日本スポーツ協会によって設置されている（JSP0 日本スポーツ協会 スポーツにおける暴力相談等相談窓口 子ども向け <https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1363.html>）。

これは指導者の言動が対象であるが、指導者の直接的暴力ではなくても子ども同士の暴力的な言動に指導者が介入や指導をしなかったことについての相談は可能であろう。こうした相談窓口の広報を行政が行っておくことも、類似の問題の早期発見、早期解決には寄与しうるのである。

- ④ 福岡県内においては、志免町に「子どもの権利相談室 スキッズ(SK2S)」
<https://www.town.shime.lg.jp/site/kodomo-kenri/kenrikyuusai.html>）、
宗像市には「子どもの権利相談室 ハッピークローバー」
<https://www.city.munakata.lg.jp/kosodate/020/010/030/hapikuro/index.html>

という組織が行政に存在しているが、久留米市にはない。

これらの組織は、学校内、家庭内などの問題発生を問わず、広く子どもの権利に関わる相談機関である。実際、宗像市のハッピークローバーの令和4年度の活動報告書には、課外活動クラブ(民間の習い事)における不適切な関わりへの対応事例が報告されている。また、解決された事例の一つとしては、学校のクラスの友人関係における嫌な思いについての訴えについて、本人との面談の中で、関わり方についての助言や、自身を振り返ることを促すことで、最終的に友人関係がより良いものになったといったことが報告されている。

(2) 校外クラブの指導者・保護者への相談窓口、研修機会の提供

当該保護者からは、令和5年7月の段階で、当該児童が校外クラブチーム

に行くことについて渋っていることが保護者②に相談があり、その後も数度そうした相談が行われた。当時、この相談に対して、保護者①や校外クラブチーム保護者は、チーム内の様子を見て、当該児童の参加を妨げるような部員児童の問題行動はないと捉えていた。第3－1項で述べた経過から、当該保護者及び当該児童と校外クラブチームとの間で、情報のやり取りはあったものの、課題解決に向けた相互的なコミュニケーションが十分ではなかった様子が窺われた。

校外クラブチーム運営関係者と部員児童や保護者との関係について、行政が支援できる機会を設けることは、それぞれにとっての利益になるように考えられる。例えば、行政や学校が校外クラブチームと情報交換する機会を設けることや、指導者や関係者が気軽に相談できる窓口の設置、指導者や関係者に研修機会を提供するなど、行政からの支援を検討することも、今後の課題として考えられる。

第8 おわりに

本委員会としては、今後、本報告書を当該校をはじめ全ての市立学校における学校運営に反映するとともに、市教育委員会や市の教育・子ども行政の運営にも反映させ、広く同種事案の再発防止に活用していただくことを期待するものである。

令和7年8月6日

久留米市いじめ等防止対策委員会

委員長	橋山 吉統
副委員長	植村 善太郎
委員	梅津 和子
委員	中島 良
委員	鶴崎 陽三